

広島市立大学における研究者等の行動規範

平成 27 年 3 月 25 日制定

広島市立大学（以下「本学」という。）は科学・文化の発展と世界平和を願う広島市の意志と、公立大学としての地域貢献への期待を込め、建学の基本理念として「科学と芸術を軸に世界平和と地域に貢献する国際的な大学」を掲げている。この基本理念の下、本学は学術の中心として、深く専門の学芸を教授研究し、次代を担う感性と創造力の豊かな人材を養成するとともに、優れた教育研究の成果を地域に還元し、もって文化の向上と社会の発展に寄与することを使命としている。

本学の使命を達成するため、本学において研究活動を行うすべての者（以下「研究者」という。）は学問の自由の下に、特定の権威や組織からの利害から独立して自らの専門的な判断により真理を追究するという権利を享受すると共に、専門家として社会の負託に応える重大な責務を有する。

また、本学の研究者、役員及び職員（以下「研究者等」という。）は、本学が管理するすべての経費（以下「研究費等」という。）が市民や企業等から負託された貴重な活動資源であることを重く受け止め、研究費等の不正使用など、大学の信頼を根幹から揺るがすような行為は厳しくこれを戒めなければならない。

これらの基本的な認識の下、本学における学術研究の信頼性と公正性を確保するとともに、研究者の研究活動を支援する役員、職員に対してもそれぞれの立場での自覚と適正な行動を促すため、「科学者の行動規範―改訂版―」（平成 25 年 1 月 25 日日本学術会議）に準拠し、本行動規範を制定する。

これにより本学は、社会的責任を十分自覚して適切な研究活動を行うとともに、研究費等の適正な使用に努めることとする。

第 1 章 研究に係る行動規範

（研究者の基本的責任）

1 研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

（研究者の姿勢）

2 研究者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。

（社会の中の研究者）

3 研究者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。

（社会的期待に応える研究）

4 研究者は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、そうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。

(説明と公開)

5 研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

(科学研究の利用の両義性)

6 研究者は、自らの研究の成果が、研究者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

(研究活動)

7 研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究者は研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。

(研究環境の整備及び教育啓発の徹底)

8 研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上、ならびに不正行為抑止の教育啓発に継続的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

(研究対象などへの配慮)

9 研究者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。

(他者との関係)

10 研究者は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。また、研究者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加する。

(社会との対話)

11 研究者は、社会と研究者コミュニティとのより良い相互理解のために、市民との対話と交流に積極的に参加する。また、社会の様々な課題の解決と福祉の実現を図るために、政策立案・決定者に対して政策形成に有効な科学的助言の提供に努める。その際、研究者の合意に基づく助言を目指し、意見の相違が存在するときはこれを解り易く説明する。

(科学的助言)

12 研究者は、公共の福祉に資することを目的として研究活動を行い、客観的で科学的な根拠に基づく公正な助言を行う。その際、研究者の発言が世論及び政策形成に対して与える影響の重大さと責任を自覚し、権威を濫用しない。また、科学的助言の質の確保に最大限努め、同時に科学的知見に係る不確実性及び見解の多様性について明確に説明する。

(政策立案・決定者に対する科学的助言)

1 3 研究者は、政策立案・決定者に対して科学的助言を行う際には、科学的知見が政策形成の過程において十分に尊重されるべきものであるが、政策決定の唯一の判断根拠ではないことを認識する。研究者コミュニティの助言とは異なる政策決定が為された場合、必要に応じて政策立案・決定者に社会への説明を要請する。

(法令の遵守)

1 4 研究者は、研究の実施、研究費の使用等に当たっては、法令や関係規則を遵守する。

(差別の排除)

1 5 研究者は、研究・教育・学会活動において、人種、ジェンダー、地位、思想・信条、宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

(利益相反)

1 6 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

第2章 研究費等の使用に係る行動規範

1 研究者等は、研究費等の使用に当たっては、法令及び関係規則等（以下「法令等」という。）を遵守するとともに、社会に対する説明責任を果たす。

2 研究者等は、個人の発意で提案し獲得した競争的資金又は寄附金であっても、本学が管理すべき経費であることを認識し、行動する。

3 研究者等は、研究費等が市民や企業等から負託された貴重な活動財源であることを認識し、効率的かつ効果的な使用を行うとともに、本来の用途以外の用途への使用、虚偽の請求に基づく支出又は法令等違反となる支出は行わない。

4 役員及び職員は、専門的能力をもって研究費等の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあることを自覚して行動する。

5 研究者等は、研究費等の不正使用が本学におけるすべての活動に深刻な影響を与えることを自覚し、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して研究費等の不正使用を未然に防止するよう努める。

(以上)